

第50回 記者懇談会実施概要

1 日 時 平成20年7月14日(月) 15時～

2 場 所 100周年記念会館 第2会議室

3 内 容

(1) 研究発表・質疑応答 (15:00～16:00)

・棟安^{むねやす} 実治^{みつじ} システム理工学部教授

発表テーマ「印刷画像へのデータ埋め込みと検出」

・永田^{ながた} 憲史^{けんじ} 法学部准教授

発表テーマ「死刑選択基準は変化したのか？

—光市事件差戻控訴審判決を素材に一」

(2) 学内状況説明・情報交換 (16:00～17:00)

① 関西大学環境保全プロジェクトの発足について [資料1](#)

② 高大連携事業夏休み向けプログラムの紹介について [資料2](#)

③ 平成20年度関西大学「英語指導力開発ワークショップ」の実施について [資料3](#)

④ 国際シンポジウム「東アジアにおけるスポーツとメディア」の開催について [資料4](#)

⑤ ジュニアフィギュアスケート競技会およびトップスケーターエキジビションの実施について [資料5](#)

⑥ 関大生の活躍について [資料6](#)

⑦ 薬物事件再発防止対策本部の取り組みについて [資料7](#)

4 大学側出席者

河田悌一学長、芝井敬司副学長、良永康平学長補佐、川原哲夫学長課長、
棟安実治システム理工学部教授、永田憲史法学部准教授、
黒田勇社会学部教授、田尻悟郎外国語教育研究機構教授、
藤本清高広報室長、木田勝也広報課長、他

5 参考資料

(1) ひらめき☆ときめきサイエンス チラシ

(2) 博物館なんでも相談会 チラシ

(3) ボランティアセンター活動報告書 (2005～2006年度)

以 上

印刷画像へのデータ埋め込みと検出

システム理工学部教授 棟安実治

【概要】

印刷物から電子データへアクセスする手段としてバーコードの利用が一般的になっている。バーコードは商品管理などに広く用いられるようになってきているが、近年、さらに情報量を増やすために2次元バーコードへ拡張されている。中でも、QRコードが飛行機に搭乗する際のチェックインをはじめとして最近広く用いられるようになってきている。特に、携帯電話にはQRコードを読み取るアプリケーションが搭載されており、付属するデジタルカメラを利用することにより、手軽にURLなどを取得できるようになってきている。

しかし、広告など意匠に配慮すべき印刷物などの場合には、QRコードはかなり目障りであるといえる。白黒で一見ランダムなパターンであるため、小さくてもかなり印象が強い。また、コードを配置するための専用のスペースも必要である。

これに対して、印刷物上の画像に直接データを埋め込むことにより、同じことを可能にする技術が提案されている。この技術は、著作権管理技術として注目されている電子透かしの技術を応用したものである。電子透かし技術は、人間に知覚されにくい形式で画像になんらかのデータを埋め込み、抽出する技術である。

我々のグループも同様の技術について研究・開発を行っており、画像圧縮に用いられる離散コサイン変換(DCT)と無線通信で用いられる拡散符号を応用した新たな手法を開発した。この手法によれば、48ビットの埋め込みが可能であり、かつ人間の目には劣化を感じる事がほとんどない程度の埋め込み画像の画質を達成できる。埋め込んだ情報の検出率についても、イメージスキャナによる検出では100%に近い検出率を得ており、携帯電話(N902i)を用いた場合でも、一部の画像を除いて96%以上、最も悪い場合でも93%程度の検出率を得ることができた。

【プロフィール】

1959年大阪府生まれ。1984年神戸大学大学院工学研究科システム工学専攻修了。同年、沖電気工業株式会社入社。1990年鳥取大学工学部助手。1991年広島大学工学部助手、助教授。2001年関西大学工学部助教授。現在 同教授。博士(工学)。専門は、画像処理、非線形信号処理、音響信号処理など。著書に「非線形デジタル信号処理」(共著)、「劣化画像の復元・ノイズ除去による高画質化」(共著)などがある。

死刑選択基準は変化したのか？
——光市事件差戻控訴審判決を素材に——

法学部准教授 永田憲史

【概要】

光市事件などいくつかの事件で、死刑か無期懲役かが争われたこともあって、近時、これまでにないほど、死刑選択基準に関心が集まっている。

死刑選択基準について判示した永山事件第一次上告審判決以後、最高裁で死刑が確定した事件は、100件を超えている。また、第二次世界大戦後、犯行当時少年の被告人に対する死刑が最高裁で確定した事件は31件あり、他に下級審で確定したものが8件ある(いずれも旧刑訴法又は旧少年法適用事件を含む)。

死刑選択基準がどうあるべきかを議論する前提として、これら全ての事件の判決文を検討することが必要であるにもかかわらず、個々の事件の感想を述べることに終始する研究者や元実務家も少なくない。

そこで、これまでの死刑選択基準を明らかにした上で、光市事件最高裁判決と光市事件差戻控訴審判決を分析するとともに、合わせて、裁判員制度に与える影響を考察し、死刑選択基準の報道や議論に役立つものとする事としたい。

【プロフィール】

1976年三重県生まれ。1998年司法試験合格。1999年京都大学法学部卒業。2001年京都大学大学院法学研究科修士課程修了。2005年京都大学大学院法学研究科博士課程研究指導認定退学、関西大学法学部専任講師として着任。2008年准教授。専門は刑事学。

罰金刑や被害弁償命令などの財産的刑事制裁の研究や、オセアニアの島嶼国家・地域の刑事司法の研究を進める一方、死刑選択基準の研究に取り組み、死刑判決のデータベースを作成するとともに、「死刑選択基準の動向と問題点」、「犯行当時少年であった被告人に対する死刑選択基準」などの論稿を公表している。